

OB・OG 団体連合会員団体向け行事開催奨励金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、桃山学院大学 OB・OG 団体連合会(以下「OB・OG 連合会」という。)に所属している体育系、文化サークル系の単一団体に所属する OB・OG が集う行事に奨励金を交付することで、OB・OG 相互の交流を深め、繋がりを強めることにより、所属する OB・OG 会の活動の活発化に寄与することを目的とする。

(行事開催奨励金の交付対象)

第2条 OB・OG 会行事開催奨励金(以下「奨励金」という。)の交付の対象となるものは、桃山学院大学で現在活動している又は、これまで活動していたクラブの OB・OG 会(但し、現在 OB・OG 連合会に所属しているものに限る)の総会、懇親会等の活動、現役学生との交流会及び、今後 OB・OG 連合会に所属するために OB・OG 会を設立準備中のクラブの OB・OG が行う同会設立に伴う準備会等の活動とする。(以下 OB・OG 会という。)
但し、参加人数が5名未満の活動は除く。

(奨励金交付額)

第3条 奨励金交付額は、参加者 1 名につき 1,500 円とし、上限を 50,000 円とする。

(申請期間等)

第4条 本会による交付は、次のとおりとする。

- 1 奨励金の申請期間は、毎年 4 月 1 日から 翌年 3 月 31 日まで(以下「年度」という。)とし、同一年度における申請は同一の OB・OG 会につき1回とする。
- 2 申請される同窓会の同一性(重複性)の有無については、同窓会事務局長が、その参加者、開催の趣旨や目的等から判断する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、奨励金の交付は、毎年度、それに充てる予算が無くなり次第、終了とする。

(交付申請)

第5条 奨励金を受けようとする OB・OG 会又は OB・OG 会を設立準備中のクラブの OB・OG 会は、以下に掲げる書類等を同窓会事務局まで速やかに提出しなければならない。

(1) 交付対象となる活動の実施前(原則として実施の15日前までに提出)

- ① OB・OG 団体連合会会員団体への行事開催奨励金申請書(添付PDFを使用)

(2) 交付対象となる活動の実施後

- ① OB・OG 団体連合会会員団体 行事開催報告書(添付PDFを使用)
- ② 次第(交付対象となる活動の実施内容がわかるもの)
- ③ 参加者名簿(参加者の氏名・学籍番号の記載があるもの)(添付PDFを使用)
- ④ 集合写真(交付対象となる活動の際に撮影されたもの)

⑤ 参加者によるコメント(100字程度)

⑥ その他、大学同窓会事務局又は同窓会理事会が提出の必要ありと判断したもの

2 奨励金の受取口座の名義は、奨励金の申請者名と同一でなければならない。

3 第1項(1)及び(2)の書類等の提出があった場合、大学同窓会事務局は、速やかにその受理の可否について申請者に通知しなければならない。

4 奨励金の交付を受けたOB・OG会の参加者は、第1項(2)④の集合写真及び同⑤の参加者によるコメントが同窓会のホームページ及び、同窓会誌「アンデレ」等に掲載されることを承諾したものとみなす。

(その他)

第6条

この要項の改正、廃止、及びこの要項の運用において必要な事項の制定は、大学同窓会理事会が行う。

附則

(施行期日)

この要項は2024年7月1日から施行する。